

【鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会】

- ・ 日程 令和6年10月17日（木） 17：00～17：10
- ・ 議題 北海道の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似患畜の発生を踏まえた今後の対応について
- ・ 出席者
内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

10月16日 23時42分

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

農林水産省

令和6年10月17日

1	高病原性鳥インフルエンザとは	…	1
2	高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜事例について	…	1
3	総理指示を受けた対応について	…	2
4	防疫措置状況	…	3
5	令和5年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況	…	4
6	過去の発生事例	…	5
7	高病原性鳥インフルエンザ対策	…	6
8	令和6年度における高病原性鳥インフルエンザに対する取組	…	7
9	輸出への影響	…	8
10	政府一体となった対応	…	9

参考資料

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1)原因(病原体)

国際獣疫事務局(WOAH)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2)対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3)症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症:海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4)発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生事例について

(1)場所 ・北海道厚真(あつま)町の養鶏農場(肉用鶏) ・飼養羽数:約1.9万羽

(2)周辺農場

3km圏内: 2戸、約32万羽 3km-10km圏内:3戸、約39万羽 合計5戸、約71万羽

(3)発生経緯

・10月16日(水)、北海道厚真町の養鶏農場において、死亡羽数が増加したことを受け、家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日23時40分、A型インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施。

その結果、17日(木)9時45分、疑似患畜と確定。

3 総理指示（10月16日）を受けた対応について

<総理指示>（10月16日23時42分）

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

- ① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

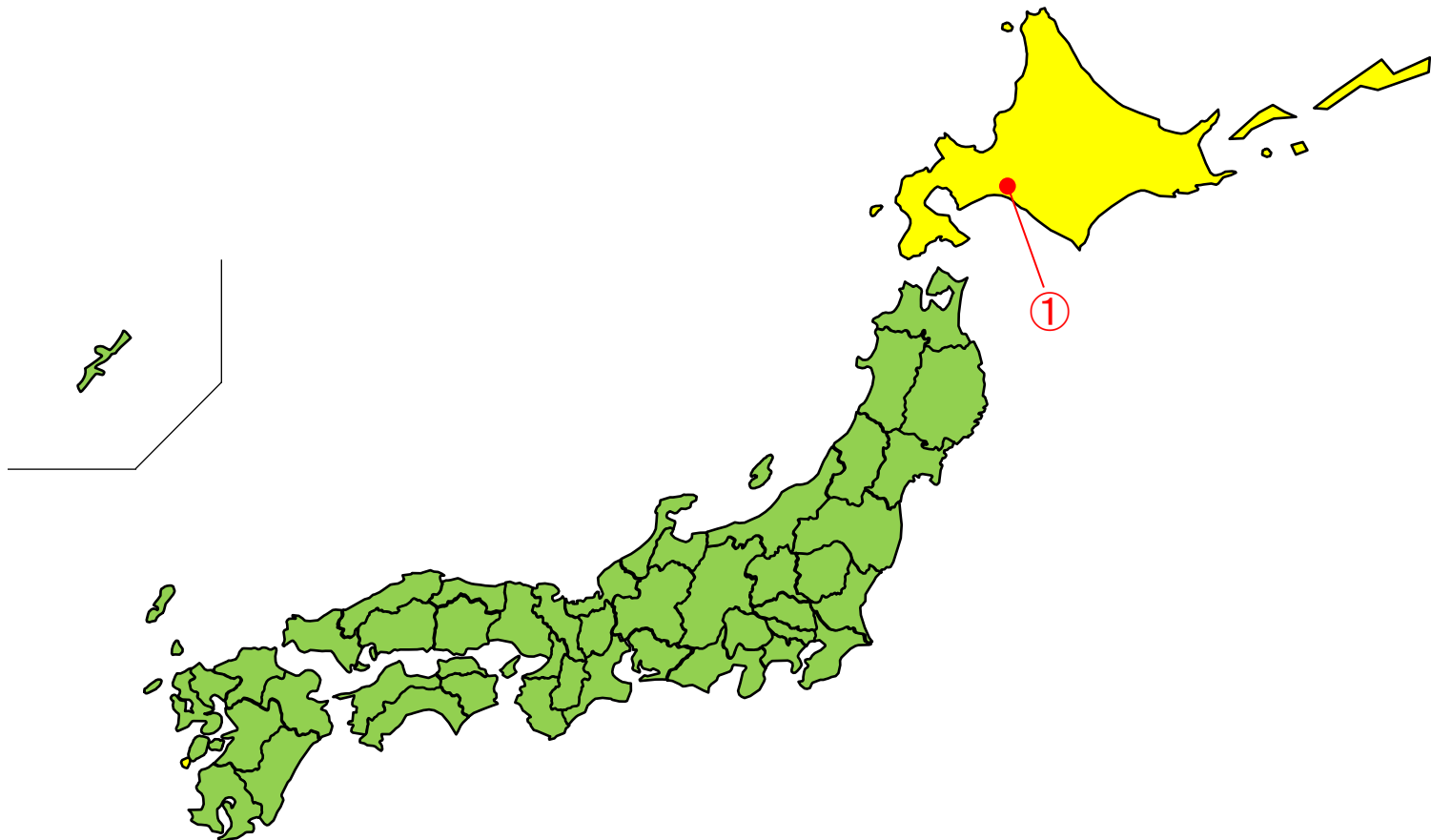
（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

4 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

令和6年10月17日 10時00分現在

事例数：1事例（防疫措置対象：農場 1施設 約1.9万羽）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況（予定は最短の場合）				
発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2		措置完了日（0日目）		10日目	～	21日目
					開始	完了	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
①	北海道1	養鶏場 （北海道厚真町）	令和6年 10月17日	約1.9万羽 （肉用鶏・平飼い）	10月17日	-	-	-	-

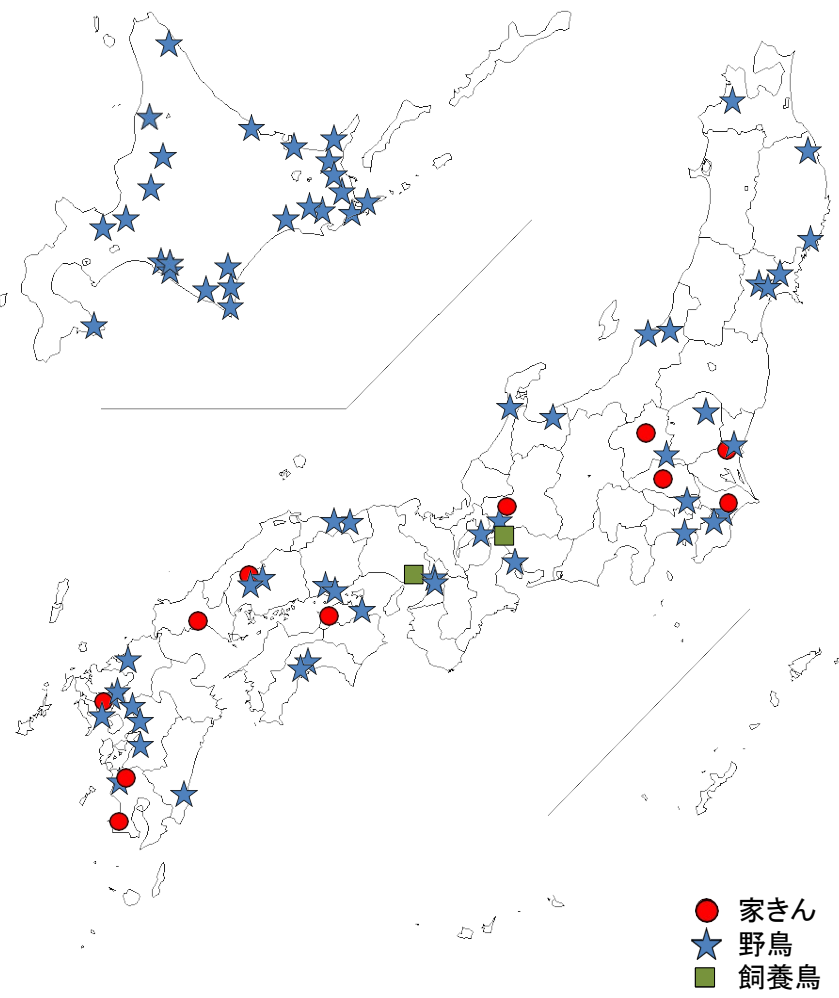
※1 疑似患者と確認した日 ※2 飼養羽数は疑似患者確認時の羽数



5 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 昨シーズン（R5）は、野鳥における感染事例が数多く確認された中、家きんにおける発生は10県11事例と大幅減少。
- 専門家からは、R4シーズンの大規模発生も踏まえた、農場における飼養衛生管理の向上も寄与しているとの指摘。

令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

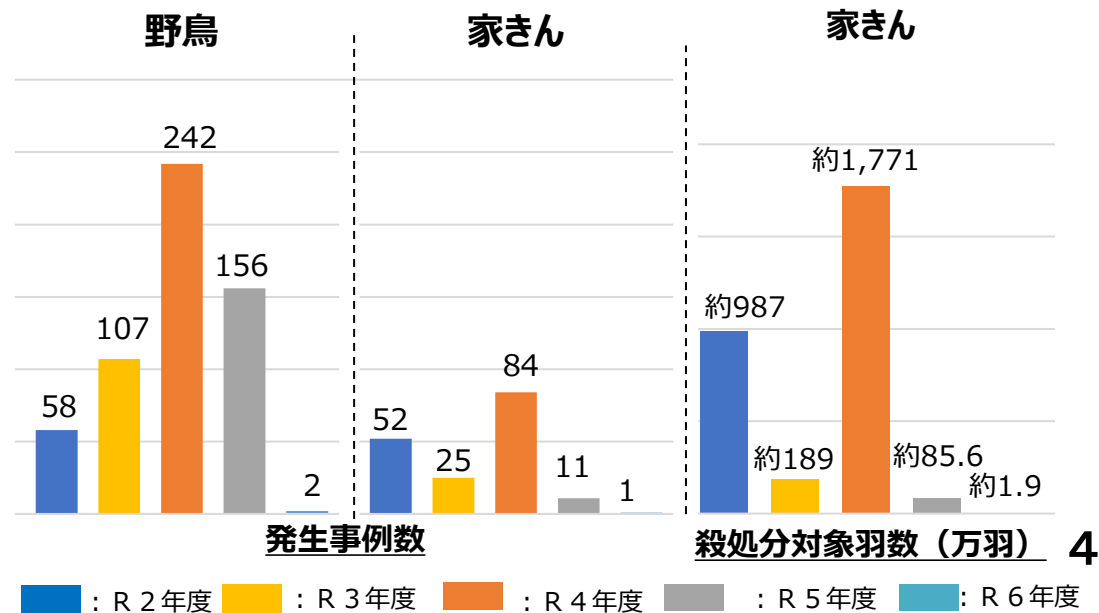


過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



※野鳥における発生事例数は環境省HP参照

6 過去の鳥インフルエンザの発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
 (※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
 12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

<令和5年度の発生> H5N1亜型/H5N6亜型 (高病原性)

11～4月…10県11事例 約85.6万羽 (佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

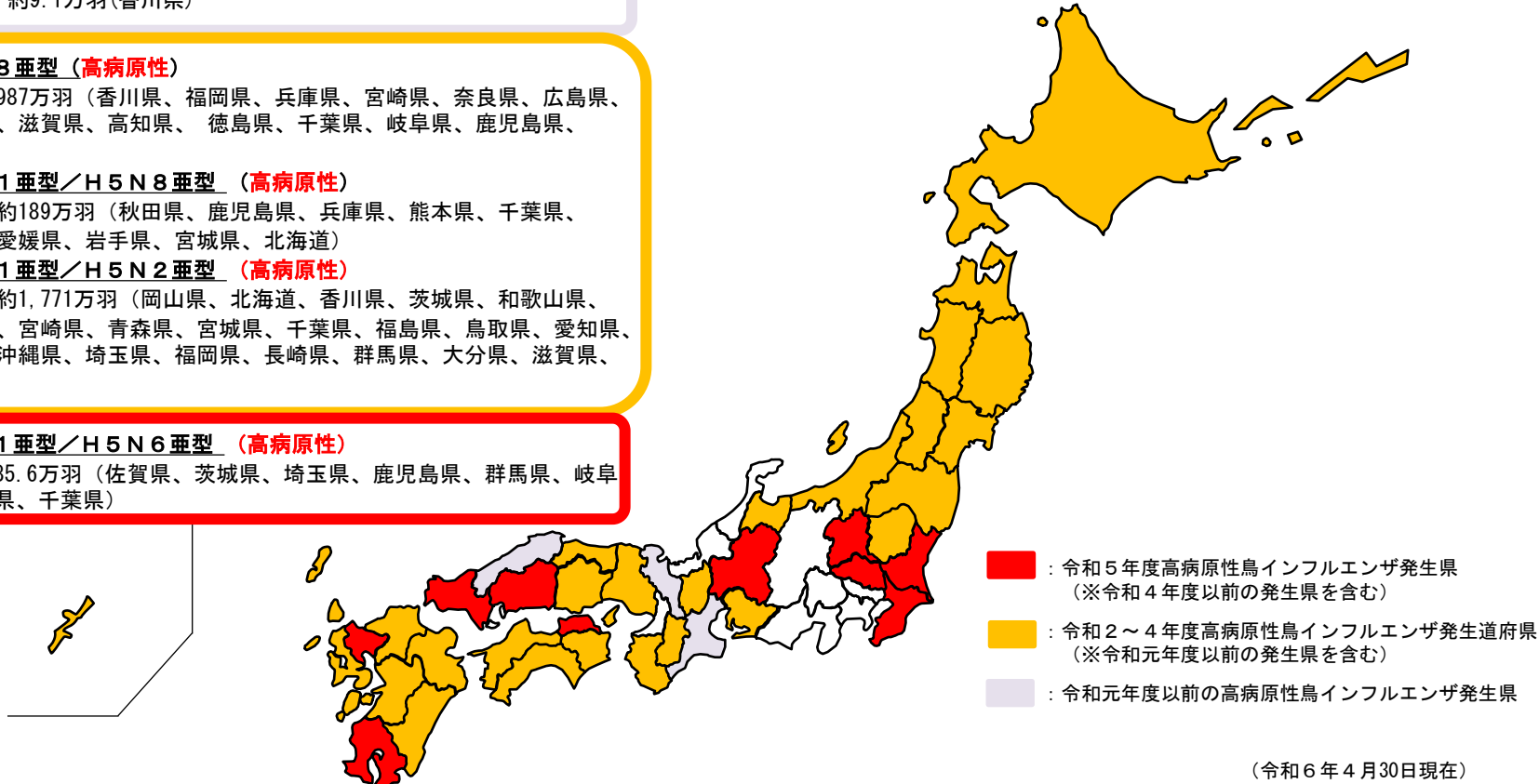
6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

平成20年	全3県	
平成22～23年	全16県	(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
平成26～27年	全6県12例	(H5N8型)
平成28～29年	全22都道府県	218例 (H5N6型)
平成29～30年	全3都県	45例 (H5N6型)
令和2～3年	全18道県	58例 (H5N8型)
令和3～4年	全8道府県	107例 (H5N1型/H5N8型)
令和4～5年	全26道県	184事例 (H5N1型/H5N2型/H5N8型)
		(飼養鳥全5県8事例 (H5N1型))
令和5～6年	全28都道県	154事例 (H5N1型/H5N3型/H5N5型/H5N6型)
		(飼養鳥全2県2事例 (H5N1型))



7 高病原性鳥インフルエンザ対策

- 令和6年度シーズンに向けて、引き続き、発生時の防疫措置に備えて万全を期することができるよう都道府県等と連携するとともに、**発生予防対策の強化**、**発生時の速やかな対応**、**発生農場の家さんの再導入に向けた指導**に取り組んでいるところ。

1 農場や地域一体となった発生予防対策の強化

令和5年度シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見を現場での発生予防対策に活用。

- ・ 第三者の視点による、飼養衛生管理基準の遵守状況の正しい評価・理解
- ・ 過去に発生のある農場・地域において発生リスクが高くなることを念頭に置いた農場での警戒及び地域的な対策の徹底
- ・ 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥や猫・イタチ等の小動物の誘引防止対策
- ・ 野鳥における鳥インフルエンザ感染状況の監視と警戒の呼びかけ

2 発生時の速やかな対応

- ・ 関係省庁と連携した迅速な防疫措置（通行制限・遮断、円滑な消毒ポイントの設置、防疫作業従事者の健康管理、大規模農場での発生に伴い災害派遣要請があった際の自衛隊との連携）
- ・ 農場ごとに行う全羽殺処分の羽数を低減させるため、**農場の分割管理を活用**。マニュアルを基に各農場の実態に即した指導。

3 発生農場の家さんの再導入に向けた指導

発生農場が早期に家さんを再導入できるよう、**埋却地・焼却施設の確保**や**飼養衛生管理の指導**を実施。

- ・ **飼養衛生管理基準の定期報告のタイミングを活用**し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導。
- ・ 大規模農場においては、事前に策定する対応計画について農場自ら防疫措置に協力することを推進。

8 令和6年度における高病原性鳥インフルエンザに対する取組

6月 自己清浄化宣言

国際獣疫事務局（WOAH）に対する高病原性鳥インフルエンザの自己清浄化宣言

主な輸出先国への輸出の全面再開

発生県からの輸出再開について、全ての発生県に関して輸出先国との間で協議が完了。なお、非発生県からの家きん由来製品については、継続して輸出できることを輸出先国に確認。

7月 疫学調査を踏まえた注意喚起

7月3日に高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会を開催。専門家からは、令和6年度シーズンも国内へのウイルス侵入の可能性が考えられるため、①重点対策期間における対策の徹底、②農場へのウイルス侵入防止対策、③農場周辺等での野鳥・野生動物対策などの提言があった。これを受け、都道府県、関係団体等に対し、農場へのウイルス侵入防止対策の強化の再徹底について周知。

9月 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議の開催

各都道府県の幹部及び家畜衛生担当者を対象として越境性動物疾病防疫対策強化推進会議を開催し、注意喚起を実施。

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底

各都道府県知事に対して、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、①農場における発生予防対策の徹底、②農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化③異状の早期発見・早期通報の徹底、④円滑な防疫措置に必要な体制整備について通知。

10月 自己点検の実施等飼養衛生管理の徹底（10月～5月）

本格的な渡り鳥の飛来シーズンとなる10月以降、家きん飼養農場については、毎月飼養衛生管理の自己点検を実施。

9 輸出への影響

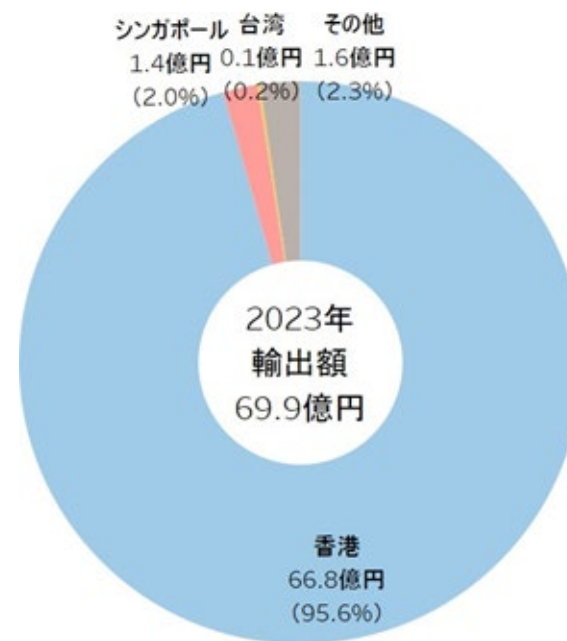
- 1 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港、シンガポール、マカオ、米国、ベトナムに対しては、発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。
- 2 その他の国に対しては、全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止し、その後、輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2023年）について】

〈鶏肉〉



〈鶏卵〉



10 高病原性鳥インフルエンザ発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、**内閣官房**が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。



総理指示

- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、**厳重な警戒を要請**するとともに、**予防措置について適切な指導・支援**を行うこと。
- 国民に対して**正確な情報を迅速に伝える**こと。

内閣官房

関係省庁との総合調整
関係省庁の連携促進

警察庁
防疫作業の支援

**内閣府
食品安全委員会**
食品の安全性に係る
情報提供

防衛省
自衛隊の災害派遣

環境省
野生動物の監視

国土交通省
資機材の貸与

金融庁
金融円滑化要請

消費者庁
消費者への情報提供

関係閣僚会議等の速やかな開催
✓ 官房長官による総理指示の認識共有 ✓ 関係省庁による初動対応等の確認

経済産業省
中小企業への金融支援

厚生労働省
農場従事者等への
感染対策の周知・指導

総務省
消防機関との連絡調整

出入国在留管理庁
水際検疫措置の協力

外務省
海外への情報提供

農林水産省

文部科学省
教育機関への情報提供

財務省
事業者への金融支援

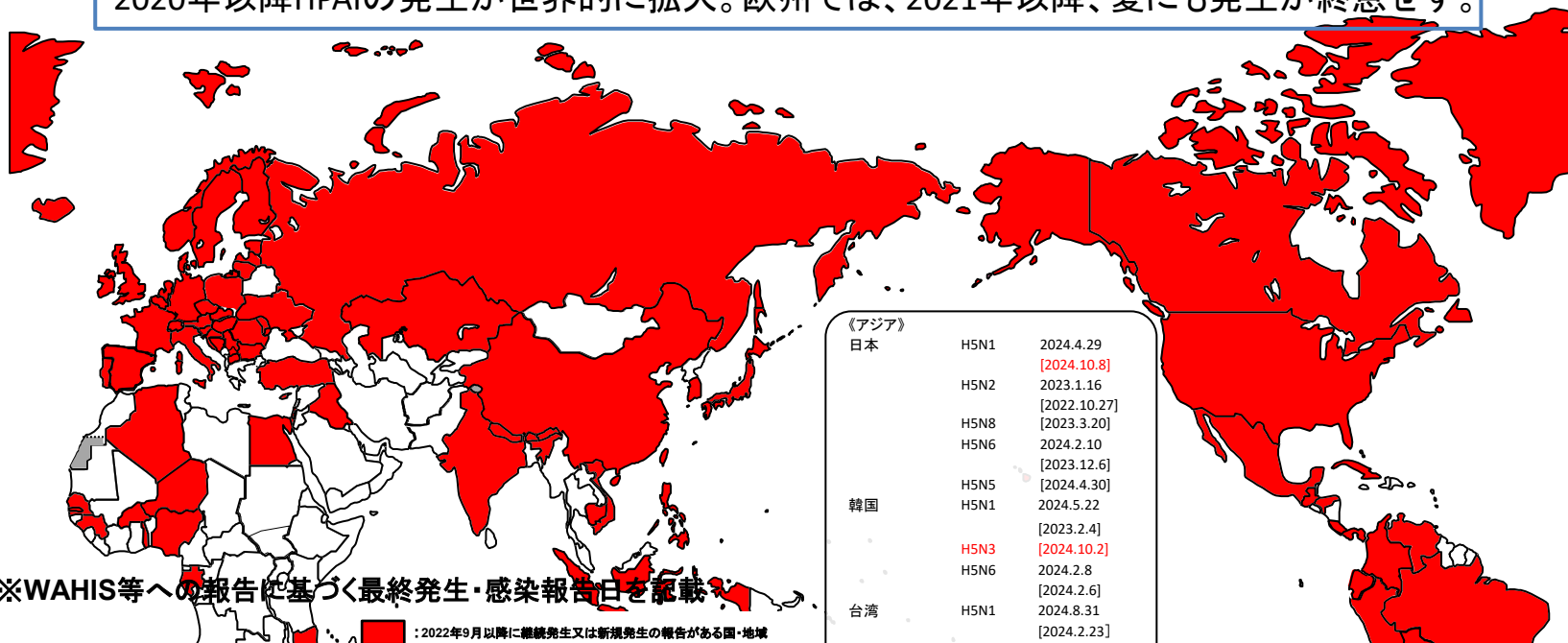
政府一体となった迅速かつ的確な初動対応の実施

※感染拡大が想定される場合には、
総理を本部長とし全閣僚が出席する「**対策本部**」を開催。

(参考資料)

1.1 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況（2022年9月以降）

2020年以降HPAIの発生が世界的に拡大。欧州では、2021年以降、夏にも発生が終息せず。



※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載

■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

地域	国	発生・感染報告日
《ヨーロッパ》	アイスランド	H5N1 [2023.3.23]
	アイルランド	H5N1 2022.11.18 [2023.9.11]
	イタリヤ	H5N1 2024.10.4 [2024.9.24]
	英国	H5N1 2024.2.12 [2024.4.5]
	オランダ	H5N1 2023.12.1 [2024.2.19]
	北マケドニア	H5N1 [2022.11.3]
	スイス	H5N1 2023.3.19 [2023.12.25]
	スウェーデン	H5N1 2024.3.14 [2024.2.16]
	スペイン	H5 2023.2.4 [2024.9.23]
	スロベニア	H5N1 2023.2.24 [2024.4.19]
	セルビア	H5N1 [2024.9.25]
	クロアチア	H5N1 2023.11.14 [2024.9.5]
	ウクライナ	H5 2024.9.22 [2024.9.17]
	デンマーク	H5N1 2024.9.8 [2024.9.8]
	ドイツ	H5N1 2024.9.25 [2024.10.5]
ハンガリー	H5N1 2024.10.11 [2024.10.7]	
フィンランド	H5N1 [2024.1.24]	
フランス	H5N1 2023.7.10 [2024.9.16]	
ブルガリア	H5 2024.9.26 [2023.11.27]	
カザフスタン	H5 [2023.12.28]	
コンゴ	H5N1 発生日不詳	
ベルギー	H5N1 2023.12.28 [2024.8.14]	
ルクセンブルグ	H5N1 2023.1.27 [2023.5.24]	
ポーランド	H5N1 2024.10.10 [2024.9.13]	
ポルトガル	H5N1 2024.8.13 [2024.8.19]	
ルーマニア	H5N1 2024.2.29 [2024.3.26]	
チェコ	H5N1 2024.9.13 [2024.3.7]	
オーストリア	H5N1 2024.10.7 [2024.9.13]	
スロバキア	H5N1 2024.2.2 [2024.9.19]	
キプロス	H5N1 2022.11.24 [2024.2.2]	
トルコ	H5N1 2023.2.23 [2023.2.15]	
エストニア	H5N1 2023.2.15 [2023.8.2]	
リトアニア	H5N1 2023.12.18 [2024.1.30]	
ラトビア	H5N1 [2024.4.2]	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	H5N1 [2024.2.6]	

地域	国	発生・感染報告日
《アジア》	日本	H5N1 2024.4.29 [2024.10.8]
	韓国	H5N2 2023.1.16 [2022.10.27]
	台湾	H5N1 2024.2.10 [2023.12.6]
	香港	H5N1 2024.4.30 [2023.2.4]
	イスラエル	H5N1 2024.5.22 [2024.10.2]
	フィリピン	H5N1 2024.2.8 [2024.2.6]
	ベトナム	H5N1 2024.8.31 [2024.2.23]
	インド	H5N1 2023.1.23 [2023.1.12]
	ネパール	H5N1 2023.6.3 [2023.2.9]
	カンボジア	H5N1 2024.7.30 [2023.10.8]
《オセアニア》	豪州	H7N3 2024.6.23
	インドネシア	H5N1 2023年下半期
	中国	H5N1 [2024.5.11]
	イラク	H5N1 [2024.5.11]
	ブータン	H5N1 2024.8.29 [2024.5.11]
	中国	H5 2022.11.24 [2024.2.2]
	トルコ	H5N1 2023.2.23 [2023.2.15]
	エストニア	H5N1 2023.2.15 [2023.8.2]
	リトアニア	H5N1 2023.12.18 [2024.1.30]
	ラトビア	H5N1 [2024.4.2]

地域	国	発生・感染報告日
《ロシア・NIS諸国》	ロシア	H5N1 2023.10.19 [2023.8.14]
	南樺太	H5N1 2024.2.1 [2023.7.25]
	モルドバ	H5N1 2024.10.5 [2024.9.24]

地域	国	発生・感染報告日
《アフリカ》	南アフリカ共和国	H5N1 2023.1.6 [2022.12.1]
	アルジェリア	H5N1 [2022.11.22]
	ニジェール	H5N1 2022.12.18 [2024.4.20]
	ナイジェリア	H5N1 2024.8.27 [2023.3.18]
	セネガル	H5N1 2023.3.18 [2023.3.8]
	ギニア	H5N1 [2023.4.15]
	トーゴ	H5N1 2023.6.21 [2024.9.29]
	モザンビーク	H7 2023.9.29
	ブルキナファソ	H5N1 2024.3.26
	ガンビア共和国	H5N1 2023.3.25
ガボン共和国	H5N1 2024.5.3	
エジプト	H5N1 2023年下半期	
	H5N8 2023年下半期	
	H5 2023年下半期	

地域	国	発生・感染報告日
《南北アメリカ》	米国	H5N1 2024.9.29 [2024.9.21]
	カナダ	H5N1 2024.4.1 [2024.7.1]
	メキシコ	H5N1 2024.7.26 [2024.1.3]
	パナマ	H5N1 [2023.3.10]
	エクアドル	H5N1 2024.2.27 [2023.11.14]
	コロンビア	H5N1 2023.2.20 [2023.3.3]
	ベネズエラ	H5N1 [2022.11.17]
	ペルー	H5 2023.9.19 [2024.5.6]
	パラグアイ	H5N1 2023.5.30 [2023.7.18]
	ホンジュラス	H5N1 [2023.2.22]
チリ	H5N1 2023.7.3 [2023.7.5]	
コスタリカ	H5 [2023.10.11]	
ウルグアイ	H5 2023.5.11 [2023.10.4]	
グアテマラ	H5N1 [2023.1.26]	
アルゼンチン	H5N1 2023.11.15 [2023.12.24]	
ボリビア	H5 2024.1.12 [2023.2.1]	
キューバ	H5N1 [2023.2.4]*	
ブラジル	H5N1 2023.9.12 [2024.5.28]	

* 動物園における発生
出典:WOAH等
2024年10月15日現在

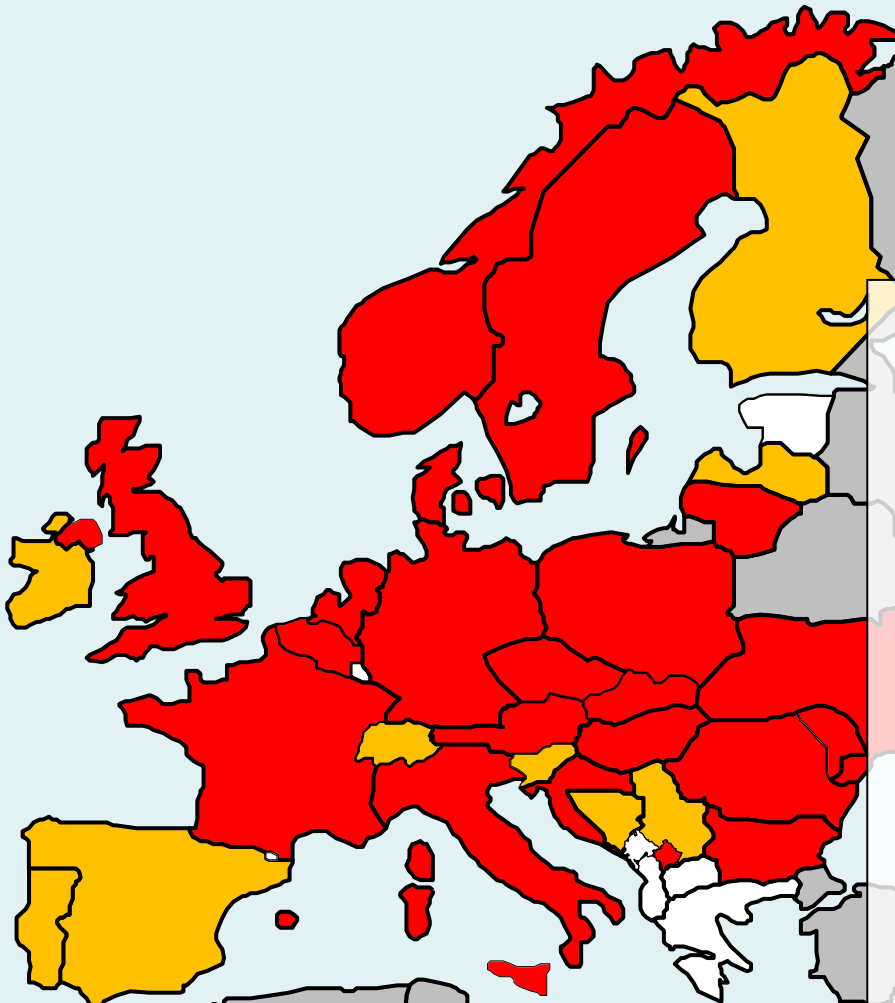
※ [] は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※ 本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。
※ 型別に最新の発生事例を記載
※ 白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
※ WAHIS: World Animal Health Information System とは、WOAH (国際獣疫事務局) が提供する動物衛生情報システムである。

12 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2022年10月以降）

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■
 野鳥のみ ■

※ ()内はH5N1亜型確定件数
 家きん: 全344件、野鳥: 全657件

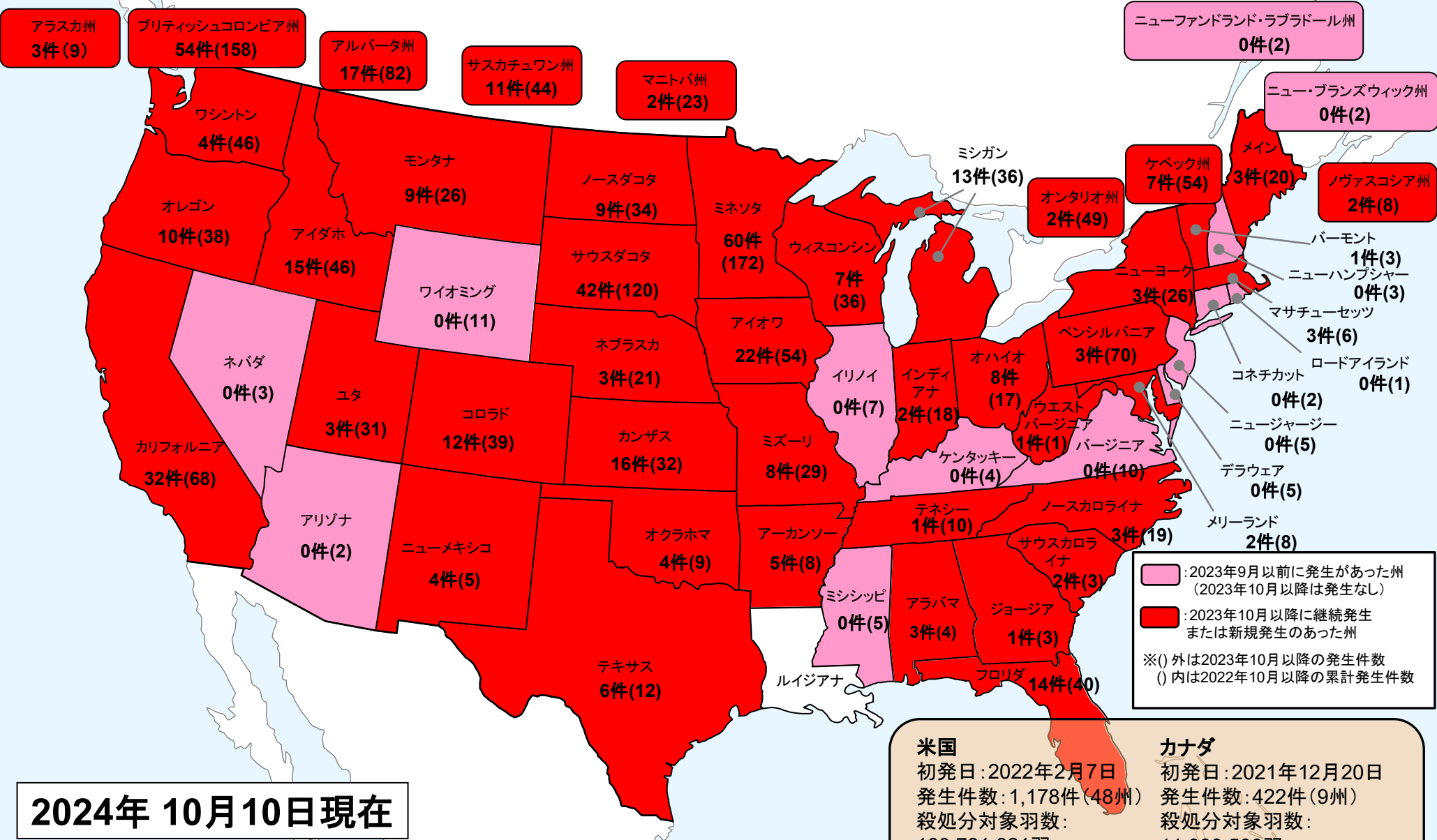
出典: EU報告書(掲載EFSA Journal)
 (2024年6月16日まで)



オーストリア 野鳥 25件(23) 家きん 4件(4)	エストニア 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	ラトビア 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	ルーマニア 野鳥 34件(34) 家きん 4件(4)
ベルギー 野鳥 7件(6) 家きん 4件(4)	フィンランド 野鳥 4件(4) 家きん 0件(0)	リトアニア 野鳥 1件(1) 家きん 1件(1)	セルビア 野鳥 9件(9) 家きん 0件(0)
ボスニア・ヘルツェゴビナ 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	フランス 野鳥 15件(0) 家きん 10件(10)	ルクセンブルク 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	スロバキア 野鳥 9件(9) 家きん 9件(9)
ブルガリア 野鳥 1件(0) 家きん 24件(5)	ドイツ 野鳥 180件(175) 家きん 37件(37)	モルドバ 野鳥 31件(31) 家きん 58件(51)	スロベニア 野鳥 14件(14) 家きん 0件(0)
クロアチア 野鳥 7件(7) 家きん 2件(2)	ハンガリー 野鳥 50件(50) 家きん 84件(84)	オランダ 野鳥 40件(39) 家きん 5件(5)	スペイン 野鳥 14件(14) 家きん 0件(0)
キプロス 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	アイスランド 野鳥 4件(0) 家きん 0件(0)	北マケドニア 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	スウェーデン 野鳥 33件(29) 家きん 3件(3)
チェコ 野鳥 7件(7) 家きん 28件(28)	アイルランド 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	ノルウェー 野鳥 10件(3) 家きん 2件(2)	スイス 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)
デンマーク 野鳥 80件(80) 家きん 12件(12)	イタリア 野鳥 19件(19) 家きん 6件(6)	ポーランド 野鳥 21件(21) 家きん 36件(36)	ウクライナ 野鳥 6件(6) 家きん 7件(7)
フェロー諸島 野鳥 0件(0) 家きん 1件(0)	コソボ 野鳥 0件(0) 家きん 1件(1)	ポルトガル 野鳥 6件(6) 家きん 0件(0)	英国 野鳥 26件(18) 家きん 6件(6)



13 北米の家畜における高病原性鳥インフルエンザの発生状況



: 2023年9月以前に発生があった州 (2023年10月以降は発生なし)
 : 2023年10月以降に継続発生または新規発生があった州
 ※() 外は2023年10月以降の発生件数
 () 内は2022年10月以降の累計発生件数

2024年 10月10日現在

裏庭農場での発生も含む。
 出典: 米国農務省動植物検疫局ウェブサイト、カナダ食品検査庁ウェブサイト、WOAH-WAHIS

米国	カナダ
初発日: 2022年2月7日	初発日: 2021年12月20日
発生件数: 1,178件 (48州)	発生件数: 422件 (9州)
殺処分対象羽数: 100,781,821羽 (2023年10月以降 338件 41,989,870羽)	殺処分対象羽数: 11,330,500羽 (2023年10月以降 95件 3,652,000羽)

14 韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2024年9月以降)

今シーズンのHPAI事例

(2024年9月から)

野鳥での初確認日

2024年10月2日(全北特別自治道)

昨シーズンのHPAI事例

(2023年9月から2024年2月)

野鳥での初確認日

2023年11月27日(全北特別自治道)

家きんでの初発生日

2023年12月3日(全羅南道)

家きんでの発生数 32事例

(参考:低病原性:1事例)

全北特別自治道

群山市 H5N3 野鳥糞便 2024.10.2



2024年10月11日時点
農林水産省動物衛生課

出典:韓国農林畜産食品部、環境部プレスリリース、

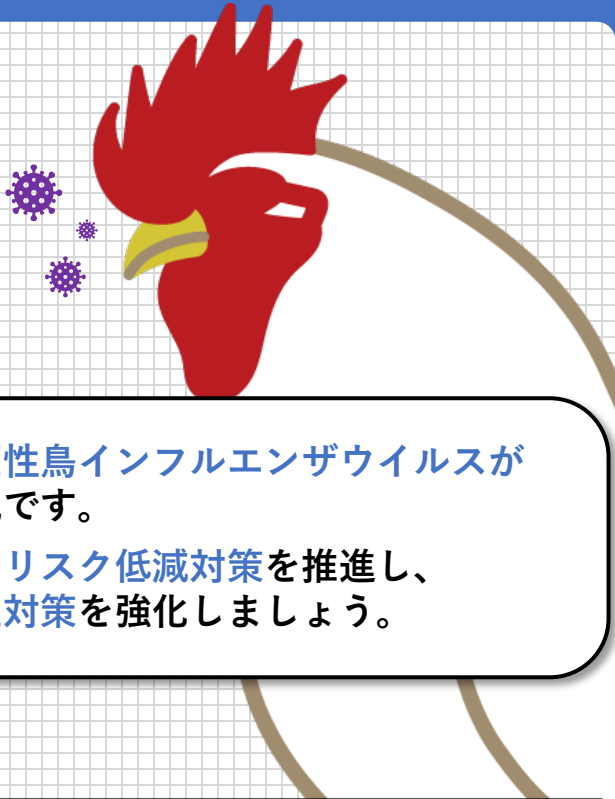
WOAH-WAHIS

※日付は検出日

▲:感染確認地点

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の出入時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。



家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生の疑い事例に係る
環境省の対応について

令和6年10月17日
環境省自然環境局

北海道厚真町の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ発生の疑い事例に対する環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、北海道に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 環境省北海道地方環境事務所に、北海道と連携し現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示。
- 北海道と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的として、区域内の渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施予定。

(参考) 野鳥の監視等の具体的な内容

- 都道府県と連携して通年で死亡野鳥等を対象に検査し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
- 国内の複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥監視を強化。
- 死亡野鳥、環境試料（水等）及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的とした渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施。

※今シーズンの発生状況（令和6年10月17日11時00分現在）

- ・家きん：1道1例（別表のとおり野鳥監視重点区域を指定）
- ・野鳥：1道2例
- ・飼養鳥：未発生

令和6（2024）年シーズン家きんにおける野鳥監視重点区域の指定状況

家きん国内 ○例目	場所			検体情報	簡易検査陽性 結果判明日	PCR検査による 疑似患畜確定日	野鳥監視重点区域		
	都道府県	都道府県内 ○例目	市町村				指定日	防疫措置完了日 (消毒終了)	解除日 (防疫措置が完了した日の 次の日を1日目として 28日目の24時に解除)
1例目	北海道	1例目	厚真町	肉用鶏	10/16	10/17	10/17	未定	未定

※赤字の箇所が10月17日に最新に更新した箇所になります。

令和6（2024）年シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

野鳥国内 ○例目	回収日 採取日	場所			検体情報				簡易検査		遺伝子検査			最終判定	野鳥監視重点区域	
		都道府県	都道府県内 ○例目	市町村	検体の種類	種名	国内希少 野生動植物種	陽性個体数	結果	結果判明日	HA亜型	病原性	結果判明日		指定日	解除日
1例目	9/30	北海道	1例目	乙部町	死亡野鳥	ハヤブサ	○	1	簡易陽性	10/1	H5亜型	H5亜型高病原性	10/4	H5N1亜型高病原性	10/1	10/28予定
2例目	10/8	北海道	2例目	別海町	野鳥糞便	カモ類	—	101検体 (うち1検体で 検出)	—	—	H5亜型	H5亜型高病原性	10/15	H5N1亜型高病原性	10/15	11/5予定

※赤字の箇所が10月15日に最新に更新した箇所になります。